



S-GAP応援通信を通して、皆さんからのGAPに関する疑問にお答えしていきます！

Q トラクターを運転するのに、免許は必要ですか？

トラクターを公道で運転する場合には、道路交通法により免許区分に応じた自動車運転免許が必要になります。

トラクター単体又は農作業機を装着した状態の大きさ等	必要な免許
長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、最高速度15km/h以下 (※安全キャブ・フレームがある場合、高さ2.8m以下)	小型特殊免許 又は普通免許
上記をひとつでも超える場合 (※特に最高速度15km/hを超える場合)	大型特殊免許 (農耕車限定も含む)

免許を取得せずに公道を走行した場合、無免許運転として取締りを受ける可能性がありますので、必要な免許をしっかりと取得しましょう。

また、農作業機を装着した状態で公道を運転する場合は、いくつかの条件を遵守する必要があります。次の項目を確認し、公道走行が可能か確認しましょう。

①農作業機を装着した状態で、灯火器類が見えていますか？

農作業機を装着しても、灯火器類(ウinkerやバックランプ等)が他の交通から確認できる必要があります。トラクターの前方や後方から、灯火器類の取付け状態を確認しましょう。

②農作業機を装着した状態の車両幅が1.7mを超えていませんか？

1.7mを超える場合は、機体左側にサイドミラーを設置する必要があります。また2.5mを超える場合は、道路法に基づく特殊車両通行許可等の対応が必要になります。

③トラクターと作業機の組み合わせによる安定性を確認していますか？

農作業機を装着することで、トラクターの安定性が変わります。(一社)日本農業機械工業会のHPを参照し、安定性を確認しましょう。基準を満たさない場合は、走行制限があります。

ナンバープレートは、公道走行しなくても、取付けが必要です！



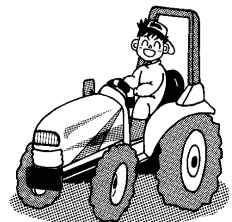
詳しくは農林水産省又は(一社)日本農業機械工業会のHPをご確認ください。

農業機械利用技能者養成研修

埼玉県では毎年、夏と冬に2回、農業機械に関する安全知識、整備技術、運転技術等の習得を目指した研修を行っています。研修では農業機械士の資格とともに、大型特殊免許(農耕車限定)の取得が可能です。

令和2年度の研修日程については、3月下旬頃に決定予定です。なお、受講者は受講資格確認書をもとに選考の上、決定します。

研修に関する詳細は、農業支援課HPでご確認ください。
URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0903/keieitai/index.html>



Q はかりの定期検査について教えてください。

計量法第19条の規定により、取引又は証明に使用する「はかり」は、定期検査の受検が義務づけられています。

農業の場合、農家が野菜などを直接販売又は出荷するために使用するはかりや、観光農園や直売所で料金算定等のために使用するはかりが、検査対象となります。

なお、農協等に出荷する前に、目安の計量として使用するはかりは、出荷後に再計量されるため対象外となります。



取引・証明に使用できる検定済みはかり（定期検査済証印付き）

実施時期

定期検査は、県が区域ごとに実施日を定め、2年に1度行っています。

なお、特定市（さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市の8市）については、各市が検査を実施しています。

実施方法

定期検査の実施方法には、集合検査と巡回検査の以下の2種類があります。

集合検査	市町村ごとに指定した検査会場（市町村役場、公民館等）に、使用者自らがはかりを持ち込み検査を行う方法 ひょう量が250kg以下の機械式はかりが対象
巡回検査	はかりの使用場所で検査を行う方法 電気式はかり及びひょう量が250kgを超える機械式はかりが対象

検査手数料

定期検査手数料は、埼玉県計量法関係手数料条例で定められています。なお手数料は、はかりの種類により異なります。

例) 機械式はかり（100kg以下） 600円
デジタル式はかり（100kg以下） 1,500円

定期検査を受けたい場合、特定市の方は特定市の担当部署へ、それ以外の方は埼玉県計量検定所へお問い合わせください。



はかりの定期検査に関する詳細は、埼玉県計量検定所HPで御確認ください。
URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0801/index.html>

本内容についてのお問合せ先 埼玉県川越農林振興センター(TEL:049-242-1804)